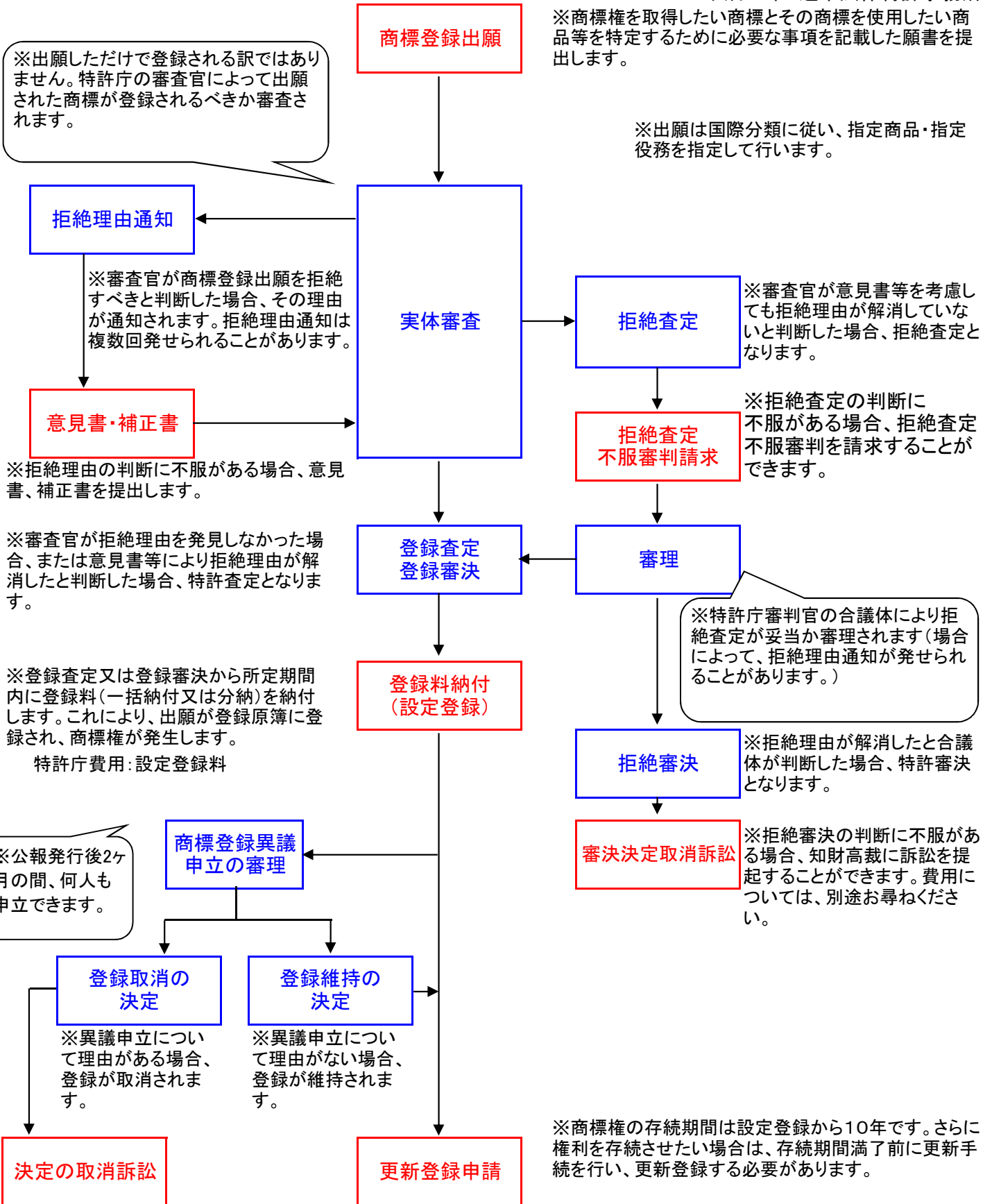


商標権を取得するまでの手続の流れ(概略)

平成27年 辻本法律特許事務所

※商標権を取得したい商標とその商標を使用したい商品等を特定するために必要な事項を記載した願書を提出します。

※出願は国際分類に従い、指定商品・指定役務を指定して行います。



注 青枠: 特許庁側での処理です。その他、図示していない手続もあります。

赤枠: 出願人が特許庁等に対して行う手続です。その他、図示していない手続もあります。

出願人が特許庁に対して行う手続には費用が発生します。なお、特許庁費用は改定されることがあります。